

現行の保育所・幼稚園・認定こども園の
基準について

目 次

ページ

1. 学級編制・職員	
（1）学級編制	1
（2）職員配置基準（学級編制基準）	1
（3）園長等の資格	2
（4）その他の職員の配置（認定こども園法で規定されている事項以外）	2
（5）短時間勤務（非常勤）の職員の扱い	2
2. 設備	
（1）立地要件（建物及び附属設備の一体的設置）	3
（2）保育室等の設置（認定こども園法で規定されている事項以外）	3
（3）園舎の階数、保育室等の設置階	4
（4）園舎・保育室等の面積	5
（5-1）園庭の設置・面積	6
（5-2）園庭の設置・面積（代替地の取扱い）	7
（5-3）園庭の設置・面積（屋上の取扱い）	7
（5-4）園庭の設置・面積（名称）	8
（6）調理室等の設置	8
（7）その他の設備	8
3. 運営	
（1）平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等	9
（2）教育時間・保育時間等	9
（3-1）食事の提供（提供範囲）	10
（3-2）食事の提供（提供方法）	10
（4）園児要録・出席簿	11
（5）研修等	12
（6）職員会議	12
（7）運営状況評価（法律事項以外）	12
（8）苦情解決	13
（9）家庭・地域との連携、保護者との連絡	13
（10）健康診断	13
（11）感染症に係る臨時休業・出席停止	14
（12）子育て支援（認定こども園法で規定されている事項以外）	14

※ 表中の「 _____ 」については県の独自基準

1. 学級編制・職員

(1) 学級編制

幼稚園	○学級を編制することが前提。 ○学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	○規定なし
認定こども園	○満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。 ※ 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

(2) 職員配置基準(学級編制基準)

幼稚園	○1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。 ○特別な事情があるときは、当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。 ○必要職員配置数の算定方法に関する規定はなし。
保育所	○保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。 ○必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入 必要配置数 = $(0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\text{歳児} \times 1/20) + \{(4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30\}$
認定こども園	○短時間利用児:幼稚園と同じ(35:1)、長時間利用児:保育所と同じ。 ○必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別、利用時間別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入 必要配置数 = $(0\text{歳児} \times 1/3) + \{(1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6\} + (3\sim 5\text{歳の短時間利用児} \times 1/35) + (3\text{歳の長時間利用児} \times 1/20) + \{(4\text{歳及び} 5\text{歳の長時間利用児}) \times 1/30\}$

(3)園長等の資格

幼稚園	○園長は「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。 ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり。
保育所	○規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園	○認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

(4)その他の職員の配置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○教頭は原則必置(副園長を置く等の場合は教頭を置かないことができる)。 ○主幹養護教諭・養護(助)教諭、事務職員を置くよう努める。 ○学校医、学校歯科医、学校薬剤師は必置。(学校保健安全法)
保育所	○嘱託医、調理員は必置。調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。
認定こども園	○ <u>調理業務の全部委託の場合は調理員の配置は不要。</u> ※国の基準では規定なし

(5)短時間勤務(非常勤)の職員の扱い

幼稚園	○教諭等の職は常勤が前提。ただし、講師は常時勤務に服さないことができる。(他の学校種と共通)
保育所	○保育士は常勤であることが原則であり望ましい。ただし、入所者の処遇を低下させず、各組・グループにつき常勤保育士が1人(0歳児を含む場合は2人)以上配置され、短時間勤務(非常勤)の保育士を充てる場合の勤務時間数が常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数以上となることが確保される場合には、短時間勤務(非常勤)の保育士を必要数に充てることが可能。
認定こども園	○規定なし

2. 設備

(1) 立地要件(建物及び附属設備の一体的設置)

幼稚園	○規定なし(一体的設置を想定)
保育所	○規定なし(一体的設置を想定)
認定こども園	○幼保連携型認定こども園、幼稚園型(連携施設タイプ)は、建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ○建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合は、 ① 育・保育の適切な提供、②移動時の安全の確保、の要件を満たす必要がある。

(2) 保育室等の設置(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所は必置。 ○ただし、特別な事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室の兼用可。 ○保育室の数は、学級数を下回ってはならない。
保育所	○満2歳未満の乳幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室は必置。医務室、便所は原則設置。 ○満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室は必置。便所は原則設置。
認定こども園	○保育室又は遊戯室は必置。満2歳未満の子どもを入所させる場合は、乳児室又はほふく室は必置。

(3)園舎の階数、保育室等の設置階

幼稚園	<p>○園舎は2階建以下が原則。特別な事情がある場合は3階建以上も可。</p> <p>○2階建以上とする場合、保育室、遊戯室、便所は1階に設置。ただし、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合は、2階に設置可。</p>
保育所	<p>○園舎の階数について規定なし。</p> <p>○乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。</p> <p>○乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)について、建築基準法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。</p>
認定こども園	<p>○園舎の階数について規定なし。</p> <p><u>○乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。</u></p> <p><u>○乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に置く場合は、待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)について、建築基準法令の上乗せの耐火・防火の基準を満たすことが原則。</u></p> <p>※国の基準では規定なし</p>

(4)園舎・保育室等の面積

幼稚園	○学級数に応じた、園舎全体の面積基準を規定。 【1学級:180㎡、2学級:320㎡、3学級以上:1学級につき100㎡増】
保育所	○園舎面積について規定なし。 ○居室の種類に応じ、入所者1人当たりの面積基準を規定 【乳児室:1人につき3.3㎡以上】 ※国の基準では1.65㎡以上 【ほふく室:1人につき3.3㎡以上】 【保育室又は遊戯室:1人につき1.98㎡以上】
認定こども園	○園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園の基準と同じ。 ○乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室は、乳児室の必要面積(1.65㎡以上)を除き保育所の基準と同じ。

(5-1)園庭の設置・面積

<p>幼稚園</p>	<p>○運動場は必置。 ○園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 ○学級数に応じた面積基準を規定。 【1学級:330㎡、2学級:360㎡、3学級:400㎡、4学級以上:1学級につき80㎡増】</p>
<p>保育所</p>	<p>○満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置。 ○土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)は保育所と隣接する必要はない。 ○入所者1人当たりの面積基準を規定 【満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上】</p>
<p>認定こども園</p>	<p>○屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあつては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○次の面積基準をともに満たすこと。 • 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 • 満3歳以上に係る幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計の面積</p>

(5-2)園庭の設置・面積(代替地の取扱い)

幼稚園	○規定なし。
保育所	○代替地利用は可能。 ※通知上で、以下の要件を求めている。 ① 必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ② 代替地について、保育所関係者が所有権、地上権、賃貸権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
認定こども園	○幼保連携型・保育所型・地方裁量型は、代替地利用が可能。 その際、以下の要件を満たす必要あり。 ① 子どもが安全に利用できる場所であること。 ② 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 ③ 子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。 ④ 面積基準を満たすこと。

(5-3)園庭の設置・面積(屋上の取扱い)

幼稚園	○屋上を運動場とすることは不可。
保育所	○用地が不足する場合に限り、屋上利用は可能。 ※通知上で、以下の要件を求めている。 ① 耐火建築物であること。 ② 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③ 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意すること。等
認定こども園	○保育所と同様。

(5-4)園庭の設置・面積(名称)

幼稚園	○運動場(他の学校種も「運動場」としている。)
保育所	○屋外遊戯場
認定こども園	○屋外遊戯場

(6)調理室等の設置

幼稚園	○給食施設を備えるように努める。
保育所	○調理室は必置。(耐火上の上乗せ基準あり) ※ 備えるべき具体の設備内容等は、食品衛生法に関する条例等において定められている。 ○外部搬入の場合は、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。具体には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有することを想定。
認定こども園	○保育所の基準と同じ。 ※外部搬入の場合に必要な設備は、実態を踏まえて判断。当該設備を備える部屋について、必ずしも専用の部屋とする必要はないが、備える設備等に応じて、衛生管理や防火といった面からの対応が求められる。

(7)その他の設備

幼稚園	○飲料水設備、手洗用設備、足洗用設備は必置。 ○放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室は、設置に努める。
保育所	○規定なし
認定こども園	○規定なし

3. 運営

(1) 平等取扱い、虐待・懲戒権限濫用の禁止、秘密保持等

幼稚園	○規定なし
保育所	○入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。 ○職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。 ○職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
認定こども園	○規定なし

(2) 教育時間・保育時間等

幼稚園	○学期の区分・長期休業日を定める。 ○毎学年の教育週数は39週数を下らない。 ○1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準。
保育所	○1年の開所日数は、日曜日・国民の祝休日を除いた日が原則（自主的な休所日もあり）。（運営費の積算） ○1日の開所時間は、原則11時間。（延長保育事業における取扱い・運営費の積算） ○1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。
認定こども園	○1年の開園日数及び1日の開園時間は、就労状況等地域の实情に応じて定める。 ○満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通利用時間は4時間程度。 ○保育に欠ける子どもに対する1日の保育時間は、原則8時間。その地方における保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮して定める。

(3-1) 食事の提供(提供範囲)

幼稚園	○食事の提供範囲に関する規定はなし。
保育所	○全ての在園児に対する食事の提供が前提。 ※食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。
認定こども園	○食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。

(3-2) 食事の提供(提供方法)

幼稚園	○提供方法に関する規定はなし。
保育所	○食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。 ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。 ① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。 ② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 ④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。 ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ○満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。 ※当該特区については、平成28年に構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価を実施予定。 ○弁当持参は不可。

認定こども園	<p>○食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。</p> <p>○弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)</p> <p>○以下の要件を満たす場合に限り、認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。</p> <p>② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。</p> <p>⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>※国の基準では規定なし</p>
--------	--

(4) 園児要録・出席簿

幼稚園	<p>○幼稚園幼児指導要録(幼児の学習及び健康の状況を記録した書類)、出席簿を作成しなければならない。</p> <p>○幼児が進学・転園した場合、幼稚園幼児指導要録の抄本又は写しを進学・転園先に送付しなければならない。</p>
保育所	<p>○入所者の処遇を明らかにする書類を整備しなければならない。保育所児童保育要録(入所する子どもの育ちを支えるための資料)を作成する。</p> <p>○保育所児童保育要録を保育所から就学先の小学校に送付されるようにする。</p>
認定こども園	<p>○認定こども園こども要録を作成する。重複して指導要録・保育要録を作成する必要はない。</p> <p>○進学・就学に際し、こども要録の抄本又は写しを進学・就学先に送付することを求めている。</p>

(5) 研修等

幼稚園	○教育公務員は、研究と修養に努めなければならない。 ○任命権者は、研修の実施に努めなければならない。
保育所	○職員は、必要な知識及び技能の修得等に努めなければならない。 ○施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
認定こども園	○教育・保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

(6) 職員会議

幼稚園	○職員会議(園長の職務の円滑な執行に資する)を置くことができる。
保育所	○規定なし
認定こども園	○規定なし

(7) 運営状況評価(法律事項以外)

幼稚園	○運営に関する自己評価の実施・結果公表・結果の設置者への報告は義務。 ○自己評価を踏まえた学校関係者評価(保護者その他の幼稚園職員以外の幼稚園関係者による評価)の実施・結果公表は努力義務。実施した場合、結果の設置者への報告は義務。
保育所	○運営に関する自己評価・結果公表は努力義務。 ○福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずる努力義務(社会福祉法)の一環として、第三者評価事業の受審が推進されている。
認定こども園	○自己評価・外部評価等やその結果公表を通じた質の向上に努める。

(8) 苦情解決

幼稚園	○規定なし
保育所	○入所者・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。 <u>○苦情の解決にあたって第三者を関与させなければならない。</u> ※国の基準では規定なし
認定こども園	<u>○保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じること。</u> ※国の基準では規定なし

(9) 家庭・地域との連携、保護者との連絡

幼稚園	○家庭・地域との連携協力の努力義務。【教育基本法】 ○学校運営の状況に関する情報の積極的提供の義務。【学校教育法】 ○学校評議員(園長の求めに応じ学校運営に関し意見を述べる。幼稚園職員以外の者で教育に理解・識見のあるものを委嘱)を置くことができる。
保育所	○地域社会との交流・連携、保護者・地域社会への運営内容の説明の努力義務。 ○保護者と密接な連絡を取り、理解・協力を得る努力義務。
認定こども園	○家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める。施設の活動に保護者の参加を促す。

(10) 健康診断

幼稚園	○健康診断は毎学年、6月30日までに行う。(通常年1回)
保育所	○健康診断は少なくとも1年に2回行う。
認定こども園	<u>○幼保連携型及び幼稚園型の短時間利用児については年1回以上、その他の園児については入園時及び年2回の健康診断を実施すること。</u> ※国の基準では規定なし

(11)感染症に係る臨時休業・出席停止

幼稚園	○学校の設置者は、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業することができる。 ○園長は、感染症にかかっているとき等は、出席停止させることができる。(学校保健安全法)
保育所	○規定なし
認定こども園	○規定なし

(12)子育て支援(認定こども園法で規定されている事項以外)

幼稚園	○家庭及び地域における教育の支援に努める。(学校教育法)
保育所	○乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。(児童福祉法)
認定こども園	○認定こども園で行う子育て支援事業の種類については、以下を規定。(認定こども園法施行規則) ① 相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援 ② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援 ③ 一時預かり的な事業 ④ 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整 ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言 ○子育て支援事業を行う際は、次に掲げる点に留意の上、実施。 • 教育・保育に関する専門性を十分に活用し、保護者の子育て力の向上を支援する。 • 子育て支援事業を保護者が希望するときに、利用可能な体制を確保する。 • 子育て支援事業として、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった場合の保育提供等のための体制を確保する。 • 教育・保育の従事者が研修等により、子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材や社会資源を活かす。